

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
市町競技施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 県は、第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）または第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の競技会場となる施設（以下「競技施設」という。）の整備等を行う市町の財政負担を軽減し、もって競技施設の整備促進を図り、国スポ・障スポの円滑な運営に資するとともに、本県におけるスポーツ環境の整備に資するため、市町が行う競技施設の整備事業に要する経費に対し、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般競技施設 特殊競技施設以外の競技施設をいう。
- (2) 特殊競技施設 県内に国民体育大会施設基準を満たす競技施設がないため、国スポおよびリハーサル大会開催にあわせて常設または仮設により整備する競技施設で、別表 1 に掲げる競技に係るものをいう。
- (3) 中央競技団体正規視察 全国を統括する各競技団体の代表者が行う競技施設等の視察であって、会場地市町に対し国スポに係る施設整備計画等に関する指導および助言を行うものをいう。
- (4) 国民体育大会施設基準 公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民体育大会開催基準要項細則に規定する国民体育大会施設基準および第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会が定めた第 79 回国民スポーツ大会競技施設基準をいう。

(補助対象経費等)

第 3 条 この補助金の補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町が行う競技施設の整備事業のうち、次の各号にいずれかに該当する事業とする。ただし、中央競技団体正規視察以前に交付申請することができる整備事業は、交付申請時点で国民体育大会施設基準を満たすために事業実施が必要不可欠であることが明確であるものに限る。

- (1) 国民体育大会施設基準を満たすため必要不可欠な整備事業
- (2) 中央競技団体正規視察時の指摘事項のうち競技実施のための必要最小限の整備事業
- (3) 国スポ競技開催時における参加者の危険防止のために必要不可欠な整備事業
- (4) バリアフリー化のための必要最小限の整備事業

2 補助対象事業の事業区分、補助対象経費および補助率等は、別表 2 のとおりとする。

3 次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 土地取得費
- (2) 造成に係る経費（仮設の特殊競技施設整備に伴い必要な地盤整地を除く。）
- (3) 補償費（仮設の特殊競技施設整備に直接必要な最小限度の経費を除く。）
- (4) 備品購入費
- (5) 外構、進入路、植栽、駐車場その他これらに類するものの整備費
- (6) 練習会場の整備費
- (7) 施設の維持管理上、通常必要となる維持補修費
- (8) 仮設施設の整備に係る経費（仮設の特殊競技施設に係るものを除く。）
- (9) 県の他の補助金の交付を受けて行う整備費
- (10) 既にこの補助金の交付を受けた事業と同一内容の事業を再度行う場合における当該事業に係る整備費（仮設の特殊競技施設に係るものを除く。）
- (11) 整備終了年度までに補助対象経費が通算して 500 万円未満の整備費

（補助金の額の算定等）

第4条 補助対象経費から補助対象経費に係る国庫補助金、独立行政法人および公益法人等の助成金その他特定財源（以下「国庫補助金等」という。）を控除した額を補助基本額とし、当該補助基本額に補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象事業が複数年度にわたる場合における年度ごとの補助金の額は、当該年度の補助対象経費に対して、前2項の規定により算出した額とする。ただし、補助金限度額が定められている事業については、補助事業全体を通じてその限度額を超えないものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする市町は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする市町は、この補助金のほか、活用可能な国庫補助金等の確保に努めなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条第1項に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに市町に通知するものとする。

2 知事は、市町が前条第2項の規定に反して、国庫補助金等の交付の申請の手続きを怠ったと認めるときには、補助金を減額して交付することがある。

（申請の取下げ期間）

第7条 規則第7条第1項の知事の定める期日は、前条第1項の規定による補助金交付決定

の通知を受けた日から15日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第8条 第6条第1項の規定による補助金交付決定の通知を受けた市町(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容または補助対象経費の配分等を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更で、補助金の額に影響を及ぼさない変更
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更で、補助対象経費の20パーセント未満の変更
- (3) 補助金の額の変更で、交付決定額の20パーセント未満の減額変更

2 知事は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、交付の決定を変更し、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、またはその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 知事は、必要に応じて補助事業者に対し補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

2 前項の規定により知事から状況報告を求められた補助事業者は、速やかに遂行状況報告書(様式第6号)により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、または廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条に規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第 10 号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(財産の処分制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産を、知事の承認を受けずに補助金の補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助金の全部もしくは一部を返納し、または減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

(証拠書類の保存)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知)

第 17 条 規則第 6 条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第 3 条の補助金等交付申請書の、規則第 13 条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第 12 条の補助事業等実績報告書の提出があつた日からそれぞれ 30 日以内に行うものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係） 特殊競技施設

	競 技 名	備 考
1	水泳（オープンウォータースイミング）	
2	ボート	
3	バレーボール（ビーチバレーボール）	
4	セーリング	
5	自転車	
6	馬術	
7	弓道	
8	ライフル射撃	
9	スポーツクライミング	
10	カヌー	
11	アーチェリー	
12	トライアスロン	

別表 2 (第 3 条関係)

事業区分		補助対象経費	補助基準額	補助率	限度額
一般 競 技 施 設	既存施設 の改修	(1)設計費 (2)工事費 (3)その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の 総額から国庫補 助金等の額を控 除した額	1 / 2 以内	1 施設当 たり 1 億 円
	新設およ び既存施 設の改築 または増 築	(1)設計費 (2)工事費 (3)その他知事が必要と認める経費 ただし、①改築および増築 については、改築・増築後の 施設において、改築・増築前 の施設との比較により拡張 となる面積相当分を対象とし、 ②新設については、新設 施設において、当該市町有施 設の中で最も規模が大きい 同種の施設との比較により 拡張となる面積相当分を対 象とする。			
	バリアフ リー化	(1)設計費 (2)工事費 (3)その他知事が必要と認める経費			1 施設 当たり 1,500 万円
特殊 競 技 施 設	仮設	(1)設計費 (2)工事費 (仮設に必要な委 託、リース、解体撤去および 原状回復に要する経費を含 む。)	同上	10/10 以内	知事が必 要と認め る額
	常設	(3)補償費 (仮設整備に直接 必要な最小限度の経費) (4)その他知事が必要と認め る経費			
	バリア フ リー 化	(1)設計費 (2)工事費 (3)その他知事が必要と認め る経費		1 / 2 以内	1 施設当 たり 1,500 万円

様式第1号（第5条関係）

第 年 月 号  
日

滋賀県知事

様

（市町長）

印

年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
市町競技施設整備費補助金交付申請書

年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会市町競技施設整備費補助金について、下記のとおり交付を受けたいので、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会市町競技施設整備費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

---

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 工事費内訳明細書の写し
- (4) 国庫補助金等の交付申請書または交付決定通知書等の写し
- (5) 工事工程表および現況写真
- (6) 施設の配置図、平面図、断面図等の関係図面
- (7) その他知事が必要と認めるもの

様式第2号（第5条関係）

年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
市町競技施設整備費補助事業計画書

市町名	
-----	--

1 事業概要

競技施設名			事業区分	一般競技施設	改修・新設等・バリアフリー化
				特殊競技施設	常設・仮設・バリアフリー化
設置者名			実施競技名		
設置年月日	年	月	日	所在地	
施設概要	構造			建築面積	m <sup>2</sup> 延床面積
	表層		縦	m	横
	高さ	m		照明の照度	ルクス
施設現況	観覧席	固定	席	芝生等	席
	敷地の状況	所有地・借地・その他（ ）			敷地面積
予算措置状況	当初予算計上・補正予算対応（月）		契約の種類	（ ）入札 ・ 随意契約	
事業期間	着工（予定）年月日	年	月	日	完成予定年月日
整備理由					

2 全体事業計画

（単位：千円）

事業内容	事業費	年度	年度	年度
	（うち補助対象）	（うち補助対象）	（うち補助対象）	（うち補助対象）
事	( )	( )	( )	( )
業	( )	( )	( )	( )
費	( )	( )	( )	( )
内	( )	( )	( )	( )
訳	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	( )	( )
財源	国庫補助金			
	[その他特定財源]			
	[地方債]			
	一般財源			
	県補助金			
	合計			



補 助 対 象 事 業	経費区分	経 費 の 内 容	金 額	
	小計（第3条第1項第1号、2号、3号）		(A1)	
	小計（第3条第1項第4号）		(A2)	
補 助 対 象 外 事 業	経費区分	経 費 の 内 容	金 額	
	小 計			
合 計				

## 4 国庫補助金等の状況

## (1) 国庫補助金

名 称	補助率	所管省庁	県担当課	交 付 申 請 状 況
				年 月 日申請（予定）

## (2) その他特定財源

名 称	補助率または充当率	助 成 主	交 付 申 請 状 況
			年 月 日申請（予定）

## 5 補助金額の算定

(単位：円)

「3 年度事業概要 (A1) に係る控除財源」	金 額
国庫補助金 [ ] (B1)	
その他特定財源 [ ] (C1)	
合 計 [ B1+C1 ] (D1)	

区 分	補助基本額 [ A1-D1 ]	× 補助率 = 金 額	金 額 (E1) [千円未満の端数切り捨て]
一般競技施設		× 1/2 =	(e1)
特殊競技施設	(常設)	× 2/3 =	(e2)
	(仮設)	× 10/10 =	(e3)

「3 年度事業概要 (A2) に係る控除財源」	金 額
国庫補助金 [ ] (B2)	
その他特定財源 [ ] (C2)	
合 計 [ B2+C2 ] (D2)	

区 分	補助基本額 [ A2-D2 ]	× 補助率 = 金 額	金 額 (E2) [千円未満の端数切り捨て]
一般競技施設 ・ 特殊競技施設		× 1/2 =	(e4)

区 分	一般競技施設 (バリアフリー化を除く)	特殊競技施設 (バリアフリー化を除く)		一般競技施設・特殊競技施設 (バリアフリー化)
		( 常 設 )	( 仮 設 )	
金 額 ( E )	(e1)	(e2)	(e3)	(e4)
補助金限度額 ( F )	※100,000,000	知事が必要と認める額	知事が必要と認める額	15,000,000
過年度に受領した補助金額 ( G )				
当該年度の補助金限度額 [ F-G ] ( H )				
補助金額 [ EとHのいずれか小さい額 ]				
補助金額の合計				

※バリアフリー化との合計が1億円を超えないこと

様式第3号（第5条関係）

年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
市町競技施設整備費補助事業収支予算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
国 庫 補 助 金		
そ の 他 特 定 財 源		
地 方 債		
一 般 財 源		
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
計		

(注) 当該補助事業に係る予算額を記載すること。

第 年 月 号  
日

滋賀県知事

様

（市町長）

印

年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
市町競技施設整備費補助金変更承認申請書

年 月 日 付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会市町競技施設整備費補助金  
について、下記のとおり変更したいので、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者ス  
ポーツ大会市町競技施設整備費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請  
します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	金	円（A）
変更交付申請額	金	円（B）
差引増減額	金	円（B-A）

2 変更の理由および内容

競技施設名	
変更の理由	
変更の内容	

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 変更内容を示す資料
- (4) その他知事が必要と認めるもの

注 (1)および(2)については、変更部分に下線を引くこと。

様式第5号（第9条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

滋賀県知事

様

（市町長）

印

年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
市町競技施設整備費補助事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日 付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会市町競技施設整備費補助金  
について、下記のとおり中止（廃止）したいので、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害  
者スポーツ大会市町競技施設整備費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添  
えて申請します。

記

- 1 競技施設名
- 2 中止・廃止の別 中止 ・ 廃止
- 3 交付決定額 金 円
- 4 中止・廃止の理由
- 5 添付書類

第 年 月 日 号

滋賀県知事

様

（市町長）

印

年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
市町競技施設整備費補助事業遂行状況報告書

年 月 日 付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会市町競技施設整備費補助事  
業の遂行状況について、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会市町競技施  
設整備費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 競技施設名

2 着工・完成予定年月日

	交付決定時	現 在
着工（予定）年月日	年 月 日	年 月 日
完成予定年月日	年 月 日	年 月 日

3 事業の出来高（注1）

         % （ 年 月 日現在）

4 事業遂行状況（注2）

（注1）「事業の出来高」欄は、知事が指定する算定日現在における補助事業の出来高を金額に換算し、補助対象事業費額に対する百分率（小数点第1位を四捨五入した整数）で示したものを記入すること。

（注2）「事業遂行状況」欄は、未着工および著しく工期が遅延している場合に、その理由および今後の見通しを記入すること。

様式第7号（第11条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

滋賀県知事

様

（市町長）

印

年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
市町競技施設整備費補助事業実績報告書

年 月 日 付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会市町競技施設整備費補助金  
について、補助対象事業が完了したので、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポー  
ツ大会市町競技施設整備費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

※ 添付書類

- 1 事業報告書（様式第8号）
- 2 収支精算書（様式第9号）
- 3 補助事業に係る契約書の写し
- 4 工事費内訳明細書の写し
- 5 国庫補助金等の交付決定通知書等の写し
- 6 完成検査調書の写し
- 7 完成写真（外観および内部）および竣工図面
- 8 その他知事が必要と認めるもの

様式第8号（第11条関係）

年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
市町競技施設整備費補助事業報告書

市町名	
-----	--

1 事業概要

競技施設名		事業区分		一般競技施設	改修・新設等・バリアフリー化	
				特殊競技施設	常設・仮設・バリアフリー化	
設置者名				実施競技名		
設置年月日	年	月	日	所在地		
施設現況	施設の概要	構造	建築面積		m <sup>2</sup> 延床面積	m <sup>2</sup>
		表層	縦	m	横	m
		高さ	m		照明の照度	ルクス
観覧席敷地の状況	固定	席	芝生等	席	仮設	席
					計	席
敷地の状況	所有地・借地・その他（ ）				敷地面積	m <sup>2</sup>
予算措置状況	当初予算計上・補正予算対応（月）			契約の種類	（ ）入札 ・ 随意契約	
事業期間	着工年月日	年	月	日	完成予定年月日	年
整備理由						

2 全体事業計画

（単位：千円）

事業内容	事業費	年度	年度	年度
	(うち補助対象)	(うち補助対象)	(うち補助対象)	(うち補助対象)
事	( )	( )	( )	( )
業	( )	( )	( )	( )
費	( )	( )	( )	( )
内	( )	( )	( )	( )
訳	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	( )	( )
財源内訳	国庫補助金			
	[その他特定財源]			
	[地方債]			
	一般財源			
	県補助金			
	合計			



3

年度事業実績

(単位：円)

補助対象事業	経費区分	経費の内容	金額	
	小計（第3条第1項第1号、2号、3号）		(A1)	
	小計（第3条第1項第4号）		(A2)	
	経費区分	経費の内容	金額	
小計				
合計				

4 事業契約の状況

(単位：円)

契約工事名	契約年月日	契約額	支払(予定)年月日	支払(予定)額	請負業者名
合計					

5 国庫補助金等の状況

(1) 国庫補助金

名 称	補助率	所管省庁	県担当課	交 付 決 定 状 況
				年 月 日決定

(2) その他特定財源

名 称	補助率または充当率	助 成 主	交 付 決 定 状 況
			年 月 日決定

6 補助金額の算定

(単位：円)

「3 年度事業実績 (A1) に係る控除財源」	金 額
国 庫 補 助 金 [ ] (B1)	
そ の 他 特 定 財 源 [ ] (C1)	
合 計 [ B1+C1 ] (D1)	

区 分	補助基本額 [ A1-D1 ]	× 補助率 = 金額	金 額 (E1) [千円未満の端数切り捨て]
一 般 競 技 施 設		× 1/2 =	(e1)
特 殊 競 技 施 設	(常設)	× 2/3 =	(e2)
	(仮設)	× 10/10 =	(e3)

「3 年度事業概要 (A2) に係る控除財源」	金 額
国 庫 補 助 金 [ ] (B2)	
そ の 他 特 定 財 源 [ ] (C2)	
合 計 [ B2+C2 ] (D2)	

区 分	補助基本額 [ A2-D2 ]	× 補助率 = 金額	金 額 (E2) [千円未満の端数切り捨て]
一 般 競 技 施 設 ・ 特 殊 競 技 施 設		× 1/2 =	(e4)

区 分	一般競技施設 (バリアフリー化を除く)	特殊競技施設 (バリアフリー化を除く)		一般競技施設・特殊競技施設 (バリアフリー化)
		( 常 設 )	( 仮 設 )	
金 額 ( E )	(e1)	(e2)	(e3)	(e4)
補助金限度額 ( F )	※100,000,000	知事が必要と認める額	知事が必要と認める額	15,000,000
過年度に受領した補助金額 ( G )				
当該年度の補助金限度額 ( H ) [ F-G ]				
補助金額 [ EとHのいずれか小さい額 ]				
補助金額の合計				

※バリアフリー化との合計が1億円を超えないこと

様式第9号（第11条関係）

年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
市町競技施設整備費補助事業収支精算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
県 補 助 金			
国 庫 補 助 金			
そ の 他 特 定 財 源			
地 方 債			
一 般 財 源			
計			

支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
計			

(注) 当該補助事業に係る決算額（見込み額）を記載すること。

様式第10号（第13条関係）

第 年 月 日  
第 号

滋賀県知事

様

（市町長）

印

年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
市町競技施設整備費補助金交付請求書

年 月 日 付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会市町競技施設整備費補助金  
について、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会市町競技施設整備費補助  
金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 額	金	円
-------	---	---

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
市町競技施設整備費補助金交付要綱取扱要領

この要領は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会市町競技施設整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 18 条に定めるところにより、必要な事項を定めるものとする。

1. 第 3 条関係

(1) 新設、改築、増築および改修の定義

用 語	説 明
新 設	新しい場所に新たに施設を造る工事。 なお、既存施設を解体し、別の場所に同種施設を整備する場合は、「改築」とする。
改 築	既存施設を全部取り壊し、新たに同様の施設を造る工事。 なお、新たな施設を整備する場所の異同は問わない。
増 築	既存の競技施設を補完する施設を当該競技施設に隣接して新たに造る工事。 なお、既存施設を取り壊し、面積を増やして新たに整備する場合は「改築」とする。
改 修	既存施設の一部について、従前と同一の状態（構造、規模および機能が概ね同じ状態であることを指す。）に造り直す工事や、従前と異なる状態に造り変える工事（施設機能の拡充のための設備等の設置を含む。）

(2) バリアフリー化のための必要最小限の整備事業

要綱第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる事業は、国スポ・障スポの競技会開催に必要な競技施設のバリアフリー化のためのトイレ、スロープ、エレベーター、観客席等の必要最小限の整備事業とする。

(3) 一般競技施設の補助基準額の算定

一般競技施設の補助基準額の算定については、下記のとおりとする。

なお、要綱第 5 条第 1 項の規定に基づく交付申請書を提出する場合に、新設については別紙 1 を、改築については別紙 2 を併せて提出することとする。

①新設

$$\text{補助基本額} = (A - B) \times (C - D) \div C$$

A：整備事業費（補助対象外経費を除く。）

B：国庫補助金等の特定財源

C：新設施設において競技場を設置するアリーナ、グラウンド等の面積

D：当該市町有施設のうち、新設施設以外で最も規模が大きい同種の施設におけるアリーナ、グラウンド等の面積

②改築

$$\text{補助基本額} = (E - F) \times (G - H) \div G$$

E：整備事業費（補助対象外経費を除く。）

F：国庫補助金等の特定財源

G：改築後の施設において競技場を設置するアリーナ、グラウンド等の面積

H：改築前の施設におけるアリーナ、グラウンド等の面積

③増築、改修、バリアフリー化

$$\text{補助基本額} = I - J$$

I：整備事業費（補助対象外経費を除く。）

J：国庫補助金等の特定財源

(4) 特殊競技施設の常設・仮設の定義

用語	説明
仮設	国スポおよびリハーサル大会にあわせて臨時的に行う施設整備で、国スポ開催後に速やかに競技施設を撤去する施設整備をいう。
常設	仮設以外の施設整備をいう。

(5) 補償費

特殊競技施設の整備に直接必要な最小限度の補償費とし、用地取得に伴うものは対象としない。

(6) 特殊競技施設の工事費の内容は、以下の競技において知事が競技実施に必要と認める工事費とする。

競技名	主な工事の内容
水泳(オープンウォータースイミング)	コース等の整備
ボート	コース、栈橋、斜路等の整備
バレーボール(ビーチバレーボール)	コート等の整備
セーリング	コース、栈橋、斜路等の整備

自転車	バンク、防護施設、コース表示等の整備
馬術	競技用馬場、練習馬場、厩舎、運営棟等の整備
弓道	射場、的場、矢取道、防矢ネット等の整備
ライフル射撃	射座、標的面、バッフル・バックストップなど安全施設等の整備
スポーツクライミング	リード施設、ボルダリング施設等の整備
カヌー	コース、栈橋、斜路等の整備
アーチェリー	防矢ネット等の整備
トライアスロン	防護施設、コース表示板等の整備

## 2. 補助対象事業に係る事前協議

- (1) 補助対象事業経費を算定するため、市町は申請を行おうとする年度の前年度の9月末または知事が定める日までに、事業計画、設計図面、事業費等の内容について県と事前協議を行うこととする。
- (2) 県は、市町が事前協議なく申請を行った場合は、補助対象外の事業とみなすことができる。
- (3) 補助事業者は、要綱第8条の規定による補助金の内容変更等を行おうとする場合についても、事前協議を行うこととする。

付 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## 補助基本額算出表(新設)

## 1 補助対象事業費按分率

補助対象事業費按分率(新設)			
アリーナ面積(m <sup>2</sup> )			(d)=(c)/(b)
既存 同種 (a)	新 (b)	増加(c)	
		0.00	#DIV/0!

## 2 補助基本額算出表

区分	計	年次			備考
		年度	年度	年度	
総事業費	0				
対象事業費 A	0				
補助対象事業費 B=A*(d)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
国庫補助金等 C	0				国庫補助金、独立行政法人および公益法人等の助成金等の額を記載
補助対象事業費 の国庫補助金等 D=C*(d)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
市町負担額 (一般財源、地方債等) 【補助基本額】 E=B-D	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
補助額(1/2) E×補助率	#DIV/0! (0)	#DIV/0! (0)	#DIV/0! (0)	#DIV/0! (0)	単純試算(千円未満切り捨て) (下段:補助金額【1億円限度】)



## 補助基本額算出表(改築)

### 1 補助対象事業費按分率

補助対象事業費按分率(改築)			
アリーナ面積(m <sup>2</sup> )			(d)=(c)/(b)
旧 (a)	新 (b)	増加(c)	
		0.00	#DIV/0!

### 2 補助基本額算出表

区分	計	年次			備考
		年度	年度	年度	
総事業費	0				
対象事業費 A	0				
補助対象事業費 B=A*(d)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
国庫補助金等 C	0				国庫補助金、独立行政法人および 公益法人等の助成金等の額を記 載
補助対象事業費 の国庫補助金等 D=C*(d)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
市町負担額 (一般財源、地方債等) 【補助基本額】 E=B-D	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
補助額(1/2) E×補助率	#DIV/0! (0)	#DIV/0! (0)	#DIV/0! (0)	#DIV/0! (0)	単純試算(千円未満切り捨て) (下段:補助金額【1億円限度】)

## 補助基本額算出表(新設)

## 1 補助対象事業費按分率

補助対象事業費按分率(新設)			
アリーノ面積(m <sup>2</sup> )			(d)=(c)/(b)
既存同種(a)	新(b)	増加(c)	
1,000.00	2,000.00	1,000.00	0.5000

## 2 補助基本額算出表

区分	計	年次			備考
		年度	年度	年度	
総事業費	4,600,000	400,000	2,000,000	2,200,000	
対象事業費 A	3,300,000	300,000	1,200,000	1,800,000	
補助対象事業費 B=A*(d)	1,650,000	150,000	600,000	900,000	
国庫補助金等 C	1,100,000	100,000	400,000	600,000	国庫補助金、独立行政法人および公益法人等の助成金等の額を記載
補助対象事業費の国庫補助金等 D=C*(d)	550,000	50,000	200,000	300,000	
市町負担額 (一般財源、地方債等) 【補助基本額】 E=B-D	1,100,000	100,000	400,000	600,000	
補助額(1/2) E×補助率	550,000 (100,000)	50,000 (50,000)	200,000 (50,000)	300,000 (0)	単純試算(千円未満切り捨て) (下段:補助金額【1億円限度】)